山口、平8不1、平10.3.12

命 令 書

申立人 山口県桜ケ丘高等学校職員組合

被申立人 学校法人 山口県桜ケ丘学園

主

本件申立てを棄却する。

理由

## 第1 認定した事実

- 1 当事者等
  - (1) 被申立人学校法人山口県桜ケ丘学園(以下「学園」という。)は、昭和 15年4月27日に創設された学校法人で、肩書地に普通科、商業科、電気 科及び家政科の4学科を有する山口県桜ケ丘高等学校(以下「学校」と いう。)を設置し、本件申立て時現在の生徒数は約1,200名であり、教職 員数は約95名である。
  - (2) 申立人山口県桜ケ丘高等学校職員組合(以下「組合」という。)は、学校に勤務する教職員により平成6年7月1日に結成された労働組合で、本件申立て時現在の組合員数は10名であり、日本労働組合総連合会山口県連合会の下部組織である連合山口ユニオンに加盟している。
  - (3) 学校には、組合のほかに、昭和30年ころに結成された山口県桜ケ丘高等学校教職員組合(以下「教職員組合」という。)が存在し、本件申立て時現在の組合員数は約30名である。
  - (4) 申立人所属組合員(以下「組合員」という。)であるA教論(以下「A」という。)は、昭和61年4月に非常勤講師として学校に採用され、平成元年4月に常勤講師となった後、平成2年4月に教論となり、国語の教科を担当している。また、組合には平成6年9月に加入したが、それまで教職員組合には加入していなかった。
- 2 平成7年山地労(不)第1号山口県桜ヶ丘学園事件
  - (1) 平成7年1月23日、組合は、学園が行った平成6年8月30日付けの申立人組合執行委員長B(学校の商業科の教論であり、以下「B」という。)組合員C(以下「C」という。)に対する出勤停止を内容とする懲戒処分、同年9月8日付けのBに対する自宅待機を内容とする業務命令、同年11月15日付けのB、C、組合員D(学校の商業科の教論である。)に対する出勤停止を内容とする懲戒処分及び組合員E(学校で数学の教科を担当する教論である。)に対するけん責を内容とする懲戒処分、同月24日付けのB、Cに対する自宅待機を内容とする業務命令、平成7年1月10日付

けのB、Cに対する校内研修を内容とする業務命令並びに同日付けのB、 Cに対する自宅待機を内容とする業務命令が不当労働行為に該当すると して、本委員会に救済申立を行った。なお、Bに対する平成7年1月10 日付けの自宅待機の業務命令は、現在も継続している。

- (2) 平成9年11月6目、本委員会は、前記(1)の一連の懲戒処分及び業務命令が不当労働行為に該当するとして、これらがなかったものとして、取り扱わなければならない旨の救済命令を発した。
- (3) 平成9年12月2日、学園は、前記(2)の救済命令を不服として、当該命令の取消を求める行政訴訟を山口地方裁判所に提起した。
- 3 Cに対する懲戒解雇処分
  - (1) Cは、昭和44年に愛知県教育委員会から教員免許を交付されていたが、 昭和62年に禁錮以上の有罪判決を受けたため、教育職員免許法第10条の 規定により、同人の教育免許は失効した。
  - (2) Cは、平成元年に商業科の非常勤講師として学校に勤務することとなったが、採用に当たって、教員免許失効及び有罪判決の事実は問題にならなかった。
  - (3) 平成7年7月ころ、有罪判決により教員免許は失効しているのではないかということが問題となり、Cは、退職願を学園に提出したが、同年8月26日に、経歴詐称を理由として懲戒解雇された。
- 4 平成8年4月17日の出来事に至るまでの経緯
  - (1) 平成8年3月19日、学校では3学期の終業式が行われ、翌20日から4 月7日までが春休みであった。
  - (2) 平成8年の春休み期間においては、3月29日まで教職員朝礼(以下「朝礼」という。)が実施されていたが、当日の朝礼で学校のF校長(学園の理事を兼務しており、以下「F校長」という。)は、4月1日、2日及び3日は朝礼を行わないと発表した。なお、3月30日は土曜日、31日は日曜日であった。
  - (3) 企画委員である教員を対象とした企画委員会は4月4日に、全教職員を対象とした職員会議は翌5日に行われることとなっており、このことは行事予定表などであらかじめ指示されていた。
  - (4) Aは、平成8年の春休み期間中、3月29日まで学校に出勤し朝礼にも 出席していたが、4月1日から3日までは朝礼が行われないし、企画委 員会が行われる4日は企画委員の教員だけが学校に出勤するのだと考え、 4月4日まで学校に出勤せず、職員会議が行われる翌5日から出勤した。
  - (5) 企画委員会が開催されることとなっていた4月4日は、通常の勤務日と同様に午前8時30分ころから朝礼が行われ、Aを含む10名前後の教職員がそれに出席しなかったが、終日出勤しなかった者は、欠勤(勤務日に年次有給休暇[以下「年休」という。〕以外で出勤しないことをいう。)したAのほか2名の教員だけであった。
  - (6) 学校の職員服務規定では、教職員は、出勤したとき出勤簿に自ら捺印

しなければならないこととなっているが、実際は、学校の教頭が出退勤の状況を確認しており、通常、朝礼が行われる日においては、朝礼への 出席をもって定時出勤としている。

- (7) 学校の就業規則では、教職員の休日は、基本的に日曜日、祝日、年末 年始及びその他学校が必要と認めた日となっており、いわゆる夏休み, 冬休み及び春休み(以下「長期休業という。)は教職員の休日ではないが、 長期休業期間中の朝礼が行われない日は、企画委員会や補習授業などの 業務のない教職員については、学校に出勤することを要しない自宅研修 日とされている。
- (8) 長期休業期間中の朝礼が行われる日においては、全教職員は、年休の者及び事前に届け出て欠勤する者を除き、学校に出勤し朝礼に出席しなければならないが、別に業務のない者は適宜退勤してよいこととなっている。
- (9) 職員会議が行われる4月5日、Aが学校に出勤し便所でF校長と出会った際、同校長は前日4日の欠勤のことを持ち出した。
- 10 学校の就業規則は別紙1、職員服務規程は別紙2のとおりである。
- 5 平成8年4月17日の出来事
  - (1) 学校の就業規則では、年休の請求に当たっては、2日前までに校長に申請書を提出することとなっている。
  - (2) 平成8年4月17日、Aは、同月19日に年休を取るため、申請書を校長室に持参した。
  - (3) AがF校長に申請書を提出した際、同校長から4月4日の欠勤の始末 について切れ出され、労働組合のことなどについてしばらくやりとりが あった後、同人は校長室を退出した。
  - (4) F校長とAとのやりとりがあった後、Aの署名捺印がある4月4日の 欠勤届出書が4月17日付けで提出された。当該届出書の事由の欄には、 「忘れていた」と記入されていた。
- 6 本件救済申立て
  - (1) 平成8年5月23日、Aは、組合側代理人の事務所において、同年4月 17日のF校長とのやりとりに関する陳述書を作成した。
  - (2) 陳述書の内容は、別紙3のとおりである。
  - (3) 同年9月17日、組合は、同年4月17日のAとF校長のやりとりは同人に対する組合からの脱退の慫慂であり、労働組合法第7条第3号に規定する支配介入行為に該当する不当労働行為であるとして、謝罪文を組合に交付するとともに学校の正門前に掲示することを学園に命じるよう、本委員会に本件救済申立てを行った。
  - (4) 組合が求めている謝罪文は、次のとおりである。

## 謝罪文

当校長Fが、平成8年4月17日山口県桜ケ丘高等学校職員組合に所属する教員に対し、組合から脱退しなければ不利益な取扱いをする旨告げて脱

退を勧奨したことは、労働組合法7条3号に違反する不当労働行ですので、 ここに深く陳謝し、今後かかる行為は一切繰り返さないことを誓約致しま す。

平成 年 月 日

学校法人山口県桜ケ丘学園 理事長 G

山口県桜ケ丘高等学校職員組合 委員長 B 殿

## 第2 判断

#### (1) 申立人の主張の要旨

平成8年4月17日、AがF校長に年休の請求を行ったところ、同校長は約1時間にわたり同人に説論した。

その際、F校長は、Aに対して、「いつも権利ばかり主張するが、春休みの無断欠勤はどうするのか」と言って、春休み期間中の4月4日、連絡不十分であったため当日は朝礼が実施されないと誤解して、同人が当該朝礼に出席しなかったことについて、これを無断欠勤として不利益処分を課することもあるがごとく威嚇した。

そもそも、F校長は、4月4日の朝礼に出席しなかったA以外の者に は直ちに遅刻届等を提出させているにもかかわらず、同人に対しては同 月17日まで欠勤届を提出させるなどの措置を講じることなく放置し、同 日、年休を請求した際に欠勤が無届けであると指摘しているのであり、 欠勤届を提出させ届出欠勤として処理したと審問で同校長は証言してい るが、これをもって単なる事後処理と理解することはできないのであっ て、その上、「連合じゃあ、組合じゃあ言うても何もしてくれんよ」、「B さんのことも何も変っちやおらんし、何もしていない」、「Cのことでも 助けりゃあせんじゃろう」、「組合に都合のいいことだけ聞かされて、あ んたは利用されちょるだけじゃ、たきつけられちょるだけじゃ」、「Cは 懲戒処分になっても何もせん、まじめに勤めていれば事務でもやれるし、 退職金だって出たのに」などと言って、Bの自宅待機が続いていること やCが懲戒解雇されたことを例に挙げ組合が無力であると揶揄し、仮に Aが不利益処分を受けても、組合や上部団体である連合山口は同人の権 利擁護について何もできないと威嚇しつつ、Cが組合に所属していなけ れば、事務職員として雇用を継続していたか若くは依願退職として退職 金を支給していたなどと、組合を脱退すれば「温情ある処遇」も可能で あるかのごとく、Aに対して婉曲的かつ暗示的に組合を脱退するよう慫 懲したのであり、労働組合法第7条第3号の支配介入に該当する不当労 働行為である。

また、4月17日のやりとりを記録したAの陳述書は、同人がF校長とのやりとりがあった直後にその内容をメモし、それをできる限り正確に

再現したものであって、会話の内容も具体的かつ詳細に述べられており、 信憑性は極めて高いものである。

# 2 被申立人の主張の要旨

組合は、平成8年4月17日にF校長がAに対し種々の威嚇的言辞をもって組合から脱退するよう慫慂したと主張するが、それを裏付ける証拠としては同人の陳述書があるのみである。

しかし、審問においてAは、当陳述書の内容は同人のメモに基づくものであると証言するものの、その内容はほとんど虚偽の記述であり、事実も殊更に誇張されているのであって、まったく信憑性がない。

そもそも、当陳述書はA自身が作成したものではなく、組合側代理人が作成したものに署名捺印したにすぎず、メモが存在するというのであれば、証拠として提出した上でこれに基づき審問において証言すべきであり、ましてや審問でのAの証言におけるH教論 I 教諭及び J 教論に関することについては、これらが事実でない旨の陳述書が該当する各教論から提出されているのであって、いかにAの陳述書及び証言が不正確であり、証拠として無価値であるかが分かるものである。

いわんや、F校長は、Aが組合員であるか否かをその当時正確には知っていないのであり、脱退云々との発言があるはずもなく、同校長は、4月17日に同人が年休を請求に来たとき無断欠勤を注意しただけであって、その結果として同人が任意に欠勤届書を提出しているのであるから、同月4日の出来事がどうだこうだと主張すること自体、本件とはまったく関係のない別のことである。

また、F校長は、組合やAを誹謗中傷したことはまったくなく、そもそも「発言の内容、程度、そのなされた時期、場所、動機、目的、相手、組合員に対する影響力など、発言の前後の状況を総合的に考慮して判断しなければならない」とされており、或いは「発言は全体を通して認定すべきであって、片言隻句にとらわれるべきではない」とされていることからしても、4月17日のAに対するF校長の発言は、支配介入に該当するものではまったくないのであって、言うまでもなく使用者にも言論の自由は存在するのであるから、組合の主張にはまったく理由がないことは明白である。

### 3 本委員会の判断

(1) Aは、審問における証言で、春休み期間中の平成8年3月29日の朝礼でF校長が4月の1日、2日及び3日は朝礼を行わないと発表し、行事予定表で4月4日は企画委員会が予定されていたが、自分は企画委員ではないので関係ないと思い、職員会議が予定されていた翌5日から学校に出勤したと述べている。これに対して、F被長は、夏休みと冬休みは朝礼が行われる日を指定し、春休みは新年度の準備等で非常に忙しいことから朝礼を行わない日を指定していると、審問において証言している。

確かに、前記第1の4の(7)で認定したとおり長期休業は教職員の休日ではなく、F校長の証言のように春休みは朝礼を行わない日を指定して

いるといことが事実であるならば、3月29日の同校長の発表は不明確ではなく、Aの理解に誤りがあったとも考えられるが、同校長の証言が事実であるとの疎明は十分になされておらず、前記第1の4の(5)で認定したとおり、理由がどうであれ4月4日の朝礼には、遅刻した者と出勤しなかった者合わせて10名前後の教職員が出席しなかったのであるから、当日に朝礼を行うことが教職員全員に徹底されていたとは考えられない。

(2) 平成8年4月4日の朝礼に遅刻した教職員の人数について、組合は、 9名であったとの調査結果を審問における証書(以下「証書」という。) で提出しており、一方、F校長は、その人数が6名ないし7名であり、 教頭が作成する校務日誌によって正確に把握していると審問において証 言している。

しかし、書証として学園が提出した平成8年4月分の出勤簿によると、4月4日に遅刻したとされているのは2名のみである。また、前記第1の4の(4)で認定したとおり、Aは4月1日、2日、3日及び4日は学校に出勤していないのであるが、学園が提出した出勤簿には、4日は欠勤と記入されているものの1日、2日及び3日は同人の印鑑が捺印されており、出勤簿上では学校に出勤したことになっている。

前記第1の4の(6)で認定したとおり、学校の職員服務規程では教職員が出勤したときは出勤薄に自ら捺印することとなっているものの、実際上の確認は教頭が行っているということであるが、出勤簿への捺印が事後であるにせよ、校長ないしは教頭が把握している出退勤の状況が正確に反映されているべきであって、ましてや学校に出勤していない者が出勤簿上では出勤していることとなっているのであるから、学校の出退勤管理は粗雑であると言わざるを得ない。

(3) 平成8年4月4日のAの欠勤については、審問においてF校長は、翌5日に便所でAに出会ったときと同月17日に同人が年休を請求に来たときに訓戒し、欠勤届出書を提出するよう指示したと証言しており、また、学園は、書証として同人の欠勤届出書を提出している。

組合は、年休請求の際にF校長の指示によりAが欠勤届出書を提出したことについて、同人以外の者には直ちに遅刻届等を提出させているにもかかわらず、同人に対しては年休の請求に来るまで放置し、年休の請求に際して無届欠勤であると指摘しているのであり、これをもって単なる事後処理と理解することはできないと主張し、学園は、年休の請求の際に無断欠勤を注意しただけで、その結果Aが任意に欠勤届出書を提出したにすぎないと主張している。

前記(1)で判断したとおり、4月4日に朝礼を行うことが教職員全員に 徹底されていたとは考えられないが、学校の就業規則ではいわゆる無断 欠勤に該当するAの欠勤について、欠勤届出書を提出させ届出欠勤とし て処理しようとした学園の取扱いは理解できるところであって、朝礼に 出席しなかったA以外の者について、どのような状況でF校長が証言す るところの訓戒が行われ、いつ遅刻届等を提出させたのか、組合及び学園は十分に疎明しておらず不明であるものの、同じく同校長が証言するように4月5日に便所でAに出会った際に訓戒しというのであれば、同人が欠勤した日からほぼ2週間経過した同月17日まで置くことなく、その際若くはそれ以降のできるだけ早い時点に欠勤届出書を提出させてもよかったのではないかと考えられる。

(4) 平成8年4月17日に年休を請求した際のAとF校長とのやりとりについて、組合は、同校長が同月4日の欠勤に対して不利益処分を課するがごとき威嚇などを行った上で、組合を脱退すれば温情ある処遇も可能であるかのごとく、同人に対して、婉曲的かつ暗示的に組合を脱退するよう慫慂したと主張し、そのやりとりを記述した同人の陳述書を書証として提出している。一方、学園は、その当時F校長はAが組合員であるか否かを正確に知っておらず、組合からの脱退を慫慂するべくもないし、同人の陳述書はほとんど虚偽の記述であり、事実も殊更に誇張されたものであってまったく信憑性がないと主張している。

確かに、審問においてF校長は、平成8年4月の時点でAが組合に加入していたかどうか判らないと証言しているが、それまでに行われた組合と学園との団体交渉に同人が出席していたこと、そのことから同人が組合員ではないかと思っていたことを同じく証言しているのであるから、同人が組合に加入していることを同校長は十分認識していたと考えざるを得ない。

しかし、Aの陳述書についてみると、4月17日のやりとりについての審問におけるF校長の証言から、同陳述書に記述される同校長の発言の一部に似通った発言があったとは考えられるものの、同陳述書においてAが述べているように、当日のやりとりが約1時間にわたって行われたものとするには、記述されている会話内容が時間的に少ないと思われ、仮に記述されている内容が当日のやりとりの一部であるとしても、同陳述書に記述されているとおりのF校長の発言があったとの疎明は十分でないと言わざるを得ない。

(5) 以上のことから、前記(1)から(3)のように、平成8年4月17日のやりとりに至るまでの経緯等に問題がないとはいえないものの、当日のやりとりの中で、F校長がAに対して組合を脱退するよう慫慂したと判断することは、組合が主張するように婉曲的かつ暗示的であるとしても困難であり、組合に対する学園の支配介入行為があったとは認められない。

# 第3 法律上の根拠

以上の判断のとおり、本件については、労働組合法第7条第3号に規定 する不当労働行為の成立を認めることはできない。

よって、本委員会は、労働組合法第27条及び労働委員会規則第43条の規 定により、主文のとおり命令する。 平成10年3月12日

山口県地方労働委員会 会長 安井 達雄 ⑩